

池田こみち 様

外務大臣 玄葉 光一郎



## 開示請求に係る決定期限の特例の適用について（通知）

平成 24年02月01日付けで受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第11条に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限の特例を適用しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示請求のあった行政文書の名称等

2011年8月以降、沖縄県における枯れ葉剤（エージェント・オレンジ）の持ち込み、保管、使用、廃棄等に関して、外務省と米国政府との間で交わした文書（日本側からの問い合わせ、資料・情報請求にかかわる文書や米国側からの回答・情報提供などの文書など）とそれにかかわるやりとりの記録（決裁文書、ファックス、メール等を含む）全て。

#### 2. 開示請求番号 2012-00050

#### 3. 新たな開示決定等の期限

平成 24年04月01日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成 24年06月02日までに開示決定等を行う予定です。

#### 4. 上記条項を適用する理由

以下の理由により、開示請求から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

- ・担当課(室)において他の事務が著しく繁忙である。

#### 5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

※ 本件に関するお問い合わせの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせください。